教科書バリアフリー関連3法案について

- 視覚障害を有する児童生徒の教育の機会均等及び共に学ぶ学校教育の推進に資するため、下記 I ~Ⅲにより「教科書バリアフリー」を実現。
- I 教科書発行者に標準的な規格の拡大教科書(「標準教科用拡大図書」)の発行等を義務づける新法の制定
- Ⅱ 小中学校及び高等学校の通常学級に在籍する視覚障害を有する児童生徒について拡大教科書・点字教科書 (「教科用拡大図書等」)の無償措置・購入費援助を定める新法の制定
- Ⅲ 特別支援学校の高等部の専攻科の視覚障害を有する生徒に対し、「音声教科書」の購入費について援助を行う ための法整備

<各法案の概要>

- I 標準教科用拡大図書の発行等に関する法律案
- (1) 文部科学大臣が指定する種目の検定教科書等につき教科書の発行に関する臨時措置法第8条の発行の指示を承諾した発行者は、当該検定教科書等に係る標準教科用拡大図書の発行の準備を行い、文部科学大臣の通知に従いこれを発行。
- (2)(1)の発行者は、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し当該検定教科書等の電子データを提供。文部科学大臣は、当該電子データを、標準教科用拡大図書以外の教科用拡大図書等を作成する者に提供。
- (3)(1)の発行者が上記に違反した場合には、文部科学大臣は、当該違反に係る指定種目の検定教科書等について、その後一年間発行の指示を行わないことができる。
- (4)(1)の発行者に対し、標準教科用拡大図書の発行の準備に要する費用を補助。
- Ⅱ 小中学校及び高等学校に在 学する視覚障害を有する児童 及び生徒の教科用拡大図書等 の使用の支援に関する法律案
- (1)小中学校及び高等学校において、 視覚障害を有する児童生徒による教 科用拡大図書等の使用について配 慮することを明記。
- (2)小中学校段階における教科用拡大 図書等の無償給与制度を法定。
- (3)高等学校段階における教科用拡大 図書等の購入費を援助。



- <u>I 特別支援学校への就学奨励に関</u> する法律の一部を改正する法律案
- (1)特別支援学校の高等部の専攻科の生徒 の就学に要する経費のうち、以下のもの を援助の対象とすることを法定。
 - ①教科用図書の購入費
 - ②学校給食費
 - ③通学又は帰省に要する交通費
 - 4学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
- (2)(1)の生徒で視覚障害を有するものについては、音声により教科用図書の内容を 学習するための教材(「音声教科書」)の 購入費についても援助。